

# 酒田南高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年1月1日改訂

## 1 いじめの定義と判断

いじめ防止対策推進法等には、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指すという決意が表明されています。「いじめ」とは、生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為(SNS等のインターネットを通じて行われるものも含む)があって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒等の立場に立つことが必要である。「心身の苦痛を感じているもの」のみで解釈せず、本人がいじめ等を否定する場合や、スマホ等による本人が知らないSNS上のトラブルがあることを踏まえ、当該生徒等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、確認する必要がある。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみで行うことなく、学校に設置した「いじめ防止対策委員会」を通じて組織的に行う。

## 2 いじめの防止に向けた姿勢

争いごとのない平和な社会をのぞむことは、本校建学の訓に掲げる「天下和順」の理想とするものであり、教育目標である「敬愛と篤実」「理想と鍛錬」「自立（自律）と共生」を育むことこそが、いじめのない学校を目指していくことへも繋がっている。そのためにも、いじめ防止の取り組みは、本校における最優先事項として扱わなければならない。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して 許されない」との理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。本校では、全教職員がいじめはもちろん、いじめを傍観する行為も絶対に許さない姿勢で、いじめ防止にあたる。

### 3つの基本姿勢

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ
- ・「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という堅い信念をもつ

## 3 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめは決して許されないという共通認識に立ち、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。

- (2) 安心・安全に学校生活を送ることができるよう、生徒理解に努めると共に、生徒の豊かな情操と道徳心を養い、生徒がお互いを尊重し、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力や社会性、規範意識を育てる。
- (3) 生徒の自己有用感を高めるために、授業改善を図り、生徒一人一人が授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるよう指導に努める。
- (4) 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対して支援し、生徒の自己肯定感を高めることができるよう、困難な状況を乗り越えられるような校内外の体験・活動の機会を設ける。
- (5) 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。
- (6) 日頃から生徒の少しの変化も見逃さないように心掛け、どんなに些細なけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、安易にこれを見過ごさず、生徒とかかわる時間を多くして見守っていく。
- (7) LHRや学年オリエンテーション、講話、授業等を通じて、「情報発信者」としての必要な知識を学習させ、情報モラル教育を推進する。
- (8) 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者の連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- (9) 特別に配慮が必要な生徒については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。具体的には、発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒、外国人の生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒、被災生徒などである。

## 4 早期発見の在り方

- (1) 日頃から生徒への声掛けや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さず、いじめを隠蔽・軽視せず、積極的に認知するように努める。
- (2) 担任による生徒・保護者等との個別面談を実施する。
- (3) 定期的に「いじめ実態調査アンケート」を実施する。
- (4) 「ネット被害防止スクールガード」を利用して誹謗・中傷などネットの状況を把握し、不適切な書き込みについては削除依頼すると共に、当該生徒へ指導する。
- (5) 教職員・保護者・地域・関係諸機関等と連携・協力し、情報を確実に共有する。

## 5 いじめ解消の判断

次の2つの要件が満たされている場合、いじめが解消されたと判断する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいることが相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

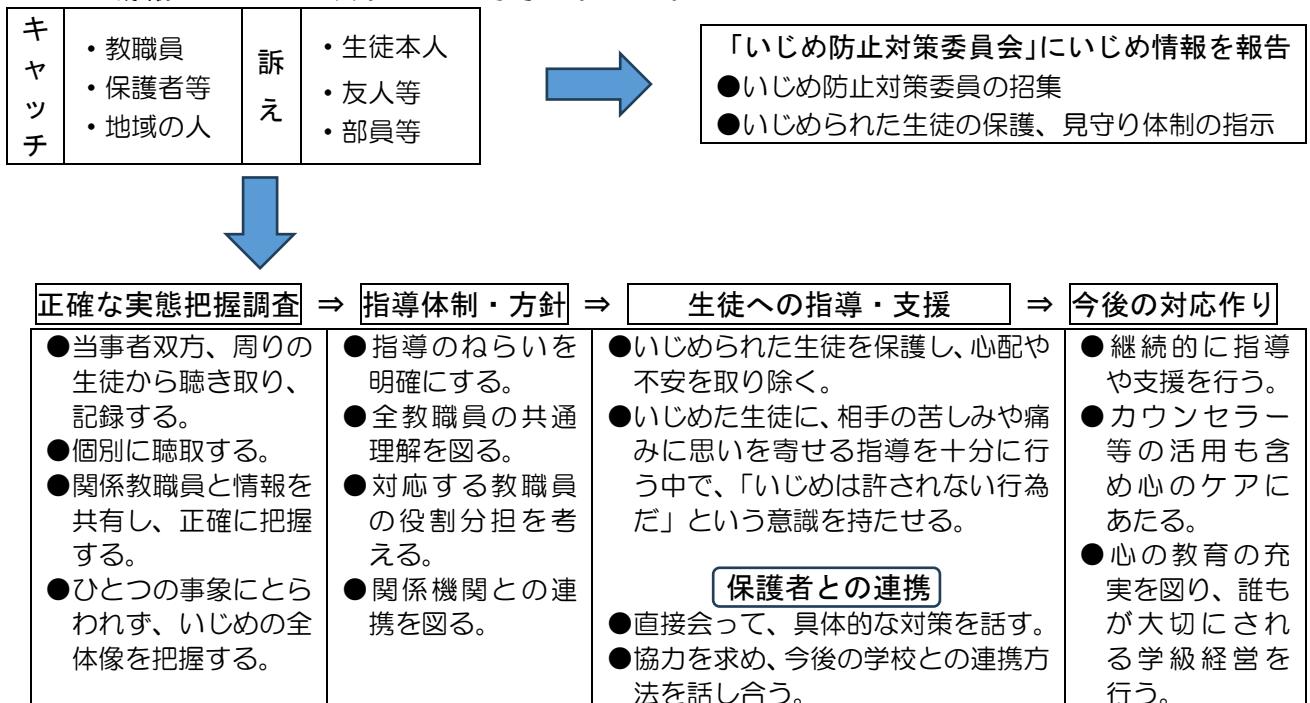
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 6 いじめに対する対応(早期対応と組織的対応)

発見や通報等によって「いじめ」と思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込みず、速やかに管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織で対応する。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署、児童相談所等の関係機関との連携を図る。

いじめの情報をつかんだら、次のように迅速に対応する。



## 7 いじめ防止組織 = 「いじめ防止対策委員会」の設置

- (1) 構成員: 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務部長、生徒部長、保健部長、養護教諭、学年主任  
(必要に応じて、当該担任、部活動顧問、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー)
- (2) 目的: 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。
- (3) 取組内容:
  - ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等
    - ア)いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
    - イ)学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立つことのできる機会を、全ての生徒に提供し、生徒の自尊感情や自己有用感が高められるようにする。
  - ② いじめの相談・通報の窓口としての対応
  - ③ いじめの疑いに関する事案や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
  - ④ いじめの疑いに係る情報があった際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者等との連携等の組織的対応

## 8 重大事態への対処

### (ア) 重大事態の内容

- (1) 生命・心身または財産に重大な損害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
- 生徒が自殺を図った場合 ●身体に重大な障害を負った場合 ●金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

- (2) いじめにより、当該生徒が「相当の期間」(年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席している疑いがあると認められた場合。)
- (3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、重大事態の発生を前提として報告・調査にあたる。

#### (イ) 基本的な対処の構造

重大事態が発生した場合には次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、学事文書課を通じて知事へ報告する。また、当該重大事態が生命、身体、財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるときには、所轄警察署に通報する。
- ②学事文書課と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

## 9 学校評価における点検・評価

- (1) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を踏まえて目標を立てる。
- (2) 目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (3) いじめ防止のための組織は、各学校の基本方針の策定や見直し、学校で定めた防止の取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証を行う。